

## 2・14西淀川地域総行動に150人！

2月14日(木)午後6時20分から西淀川区歌島3丁目の北之町公園で2・14西淀川地域総行動が開かれ、労働組合、民主団体から150名が参加しました。

まず主催者を代表して小松孝充(2・14西淀川地域総行動実行委員会実行委員長・西淀川社保協会長)のあいさつに続き、たつみコータロー(日本共産党参議院大阪選挙区予定候補)が国会情勢を報告し、来賓あいさつには大阪労連川辺和宏議長がしました。



## 非正規労働者の不安定雇用解消、均等待遇を実現しよう！

### 2/17 改正労働契約法学習会に90名が参加



大阪自治労連は、2月17日、組織集会の午後から大阪自治労連弁護士事務局の谷真介弁護士を講師に「改正労働契約法学習会」を開催し、19単組90名が参加しました。

谷弁護士は、冒頭に「非正規雇用を巡る状況」について、全労働者の35.2%が非正規雇用を余儀なくされ、それも家事補助型から収入生活依存型になっている実態を具体的な数字で説明しました。そして、有期雇用が「無法地帯」になり、2010年には1200万人にもものぼることなど、不安定な雇用、待遇格差の実態を告発しました。

改正労働契約法は、こうした無法に歯止めをかけるため、①有期労働契約が更新されて通算契約期間が5年を超える場合の期間の定めのない労働契約への転換(18条)、②有期労働契約に対する判例法理である雇止め法理の法定化(19条)、③期間の定めのあることによる不合理な労働条件の禁止(20条)が成立したことと、その本来の趣旨について条文を踏まえて説明されました。

とりわけ、18条から20条について、その条文の「効果」や「予想される使用者側の動き」、過去の法令などをふまえて、労働組合としてどのように対応するのかなどについて、事前の対処策も強調されました。

講演の内容や参加者からの質問に答え、公務が適用除外だとしても、契約文に期間が定められていても、しっかり「引き続き更新されるのですよね」と確認することや、契約終了を告げられたら直ちに有期雇用契約の申込みをすること、20条を活用して均等待遇を求めていくことの重要性などが強調され、参加者がこの法改正を「有利に活用しよう」との気にさせる重要な学習の場となりました。(大阪自治労連速報より)

**変えよう職場・地域と政治、勝ちとろう賃金・雇用・くらしの改善**